

第 8 3 号議案

蒲郡市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

蒲郡市個人情報の保護に関する法律施行条例を、次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市個人情報の保護に関する法律施行条例

別紙のとおり

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため提案する。

蒲郡市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、本人の数が市長が規則で定める数以上令第20条第2項に規定する数未満の個人情報ファイルについて、法第75条の規定の例により、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問等)

第6条 実施機関は、法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求があつたときは、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、蒲郡市行

政不服審査条例（平成28年蒲郡市条例第8号）第1条の規定により設置する蒲郡市情報公開・個人情報・行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

3 実施機関は、個人情報ファイル簿を作成し、又は作成した事項を修正したときは、遅滞なく、審査会に報告しなければならない。

（運用状況の公表）

第7条 市長は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を公表しなければならない。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（蒲郡市個人情報保護条例の廃止）

第2条 蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）は、廃止する。

（蒲郡市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の蒲郡市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第11条第3項に規定する職務上知り得た又は事務に関して知ることのできた旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例によ

る。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第9号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者のうち、旧個人情報を取り扱う事務に従事していたもの
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第13条第1項若しくは第2項（旧条例第19条第2項、第21条の3第3項及び第22条第2項において準用する場合を含む。）、第19条第1項、第21条の3第1項若しくは第2項又は第22条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の閲覧等、訂正、利用停止及び削除並びに保有特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。
 - 3 施行日前に旧条例第31条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する蒲郡市個人情報保護審議会（以下この条において「旧審議会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する審査については、なお従前の例による。
 - 4 この条例の施行の際、施行日前に旧条例第31条第4項の規定により委嘱を受けた委員の任期が残存する場合、当該残存期間の間、旧審議会の組織及び運営については、なおその効力を有する。ただし、当該残存期間の間に委員全員が欠けた場合は、この限りでない。
 - 5 前項本文の場合において、旧審議会は、第6条に規定する諮問等について調査審議をすることができる。
 - 6 この条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第31条第6項に規定する職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧実施機関の保有する旧

条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（蒲郡市行政不服審査条例の一部改正）

第4条 蒲郡市行政不服審査条例の一部を次のように改正する。

第1条中「蒲郡市行政不服審査会」を「蒲郡市情報公開・個人情報・行政不服審査会」に改める。

（蒲郡市行政不服審査条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 施行日前に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき市に置かれた前条の規定による改正前の蒲郡市行政不服審査条例（以下「旧行政不服審査条例」という。）第1条に規定する蒲郡市行政不服審査会（以下この条において「旧行政不服審査会」という。）に諮問がされた場合における同法に規定する審査については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際、施行日前に旧行政不服審査条例第3条第1項の規定により委嘱を受けた委員の任期が残存する場合、当該残存期間の間、旧行政不服審査会の組織及び運営については、なおその効力を有する。ただし、当該残存期間の間に委員全員が欠けた場合は、この限りでない。

3 この条例の施行前において旧行政不服審査会の委員であった者に係る旧行政不服審査条例第3条第6項に規定する職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(蒲郡市情報公開条例の一部改正)

第6条 蒲郡市情報公開条例(平成10年蒲郡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「議会」の次に「並びに財産区」を加える。

第11条の見出しを「(審査会への諮問等)」に改め、同条中「蒲郡市情報公開審査会」を「蒲郡市行政不服審査条例(平成28年蒲郡市条例第8号)第1条の規定により設置する蒲郡市情報公開・個人情報・行政不服審査会(以下「審査会」という。)」に改め、同条に次の2項を加える。

2 審査会は、この条例の運用に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、前2項に定めるもののほか、第13条に規定する出資法人からの求めに応じて意見を述べることができる。

第12条を削る。

第13条第1項中「蒲郡市個人情報保護条例(平成10年蒲郡市条例第2号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び蒲郡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年蒲郡市条例第 号)」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第14条の2を第14条とし、第19条を削る。

(蒲郡市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 施行日前に前条の規定による改正前の蒲郡市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第12条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する蒲郡市情報公開審査会(以下この条において「旧情報公開審査会」という。)に諮問がされた場合における旧情報公開条例に規定する審査については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際、施行日前に旧情報公開条例第12条第4項の規定により委嘱を受けた委員の任期が残存する場合、当該残存期間の間、旧情報公開審査会

の組織及び運営については、なおその効力を有する。ただし、当該残存期間の間に委員全員が欠けた場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合において、旧情報公開審査会は、前条の規定による改正後の蒲郡市情報公開条例第11条第2項に規定する調査審議をすることができる。

4 この条例の施行前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第12条第6項に規定する職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第8条 蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）第11条第4項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条」に改める。